

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百二十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 「一〜二十四 略」 二十五 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）、小規模不動産特定共同事業者（同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）又は適格特例投資家限定事業者（同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託会社との間の取引の状況 「二十六〜二十九 略」 「2〜7 略」</p> <p>（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の</p>	<p>（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 「一〜二十四 同上」 二十五 投資信託委託会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。次条第一項第二十一号において同じ。）を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者（同法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。同号において同じ。）である投資信託委託会社との間の取引の状況 「二十六〜二十九 同上」 「2〜7 同上」</p> <p>（運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の</p>

表示事項等)

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇二十 略」

二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者又は適格特例投資家限定事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況

「二十二〇二十五 略」

「二〇五 略」

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産(法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条(同条第一項第二号を除く。)までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用

表示事項等)

第五十八条の二 法第十四条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇二十 同上」

二十一 投資信託委託会社が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託会社との間の取引の状況

「二十二〇二十五 同上」

「二〇五 同上」

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産(法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条から第五十九条(同条第一項第二号を除く。)までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用

報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	読み替える規定	第五十八条第一項第二十五号
	読み替えられる字句	規定する不動産特定共同事業者をいう
	読み替える字句	規定する不動産特定共同事業者をいい、同法第六十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十七条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼

報告書及び運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔同上〕	読み替える規定	第五十八条第一項第二十五号
	読み替えられる字句	不動産特定共同事業者をいう
	読み替える字句	不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔略〕

同条第七項

同法第二条第七項

営する金融機関及び同法第六十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む

〔同上〕

機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。)を含む